

崇城大学動物実験指針

(目的)

第 1 条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律（平成18年6月2日法律第50号、以下「動物愛護法」という。）」、「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）、以下「飼育保管基準」という。」、「動物の処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）、以下「動物処分指針」という。」、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示第71号）、以下「動物実験指針」という。」に基づき、科学的観点と動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験に携わる教員・学生等の安全確保の観点から、崇城大学（以下「本学」という。）における、動物実験を適正に実施することを目的として必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (3) 施設 実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。
- (5) 実験責任者 動物実験の責任者をいう。
- (6) 実験実施者 動物実験を行う者をいう。
- (7) 飼育者 管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼育又は保管に従事する者をいう。
- (8) 動物実験計画 動物実験等の実施に関し、事前に立案する計画をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この指針は、本学において行われる、動物愛護法、飼育保管基準、動物処分指針、動物実験指針に規定される哺乳類、鳥類の生態等を用いるすべての動物実験に適用する。

(学長の責務)

第 4 条 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、本学の研究上必要な動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験の場及び飼育設備を整備するとともに、その管理運営に必要な組織体制の整備を図ることに努めるものとする。

3 学長は、動物実験等に関する動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の承認、実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開を行うとともに、その他動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

4 学長は、前項の事項に関して報告又は助言を行う組織として、第 5 条に定める崇城大学動物実験倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員を任命すること。

(崇城大学動物実験倫理委員会)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画の、法令等及び本学が定める規則等への適正性に関すること。

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3) 施設等及び実験動物の飼育保管状況に関すること。

(4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱いに関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 動物実験等の、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関する自己点検・評価及びその結果についての検証に関すること。

(6) 動物実験等に関する情報の公開に関すること。

(7) その他動物実験等の適正な実施に係る重要事項に関すること。

2 委員会に関する事項は別に定める。

(実験計画の立案)

第 6 条 実験責任者は、「動物実験における実験処置に対する倫理基準」を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出するものとする。

2 実験実施者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最少限度にとどめるために、適正な実験動物の選択、実験方法を検討するとともに、管理者の協力を得て、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件の確保に努めなければならない。

3 実験実施者は、動物実験計画の立案に当たっては、管理者又は実験動物の専門家の意見を求めたり、必要に応じて委員会の助言等を求め、有効、適切な動物実験が行えるようにする必要がある。

4 実験実施者は、実験動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的、微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。

(実験計画の届出)

第 7 条 実験実施者は、あらかじめ委員会に研究課題、研究計画、その他必要な事項を動物実験計画書（別紙様式）により委員会に届け出、承認を得なければならない。

2 学長は、実験実施者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に付議し、その結果を当該実験責任者に通知するものとする。

(飼養保管施設の設置)

第 8 条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の飼養保管施設設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または不承認を決定する。

3 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該施設での飼養もしくは保管等を行わせる事はできない。

(飼養保管施設の要件)

第 9 条 飼養保管施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第 10 条 実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または不承認を決定する。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等を行わせる事はできない。

(実験室の要件)

第 11 条 実験室は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造および強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃および消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(実験動物の検収と検疫)

第 12 条 実験実施者は、実験動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、実験動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録する。また、実験実施者は、実験動物の検疫を実施しなければならない。これらの作業は管理者に依頼することができる。

(実験動物の飼育管理)

第13条 実験実施者、管理者及び飼育者は、協力して適切な施設、設備の維持・管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

2 実験実施者、管理者及び飼育者は、協力して実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第14条 実験実施者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。このため、必要な場合には、管理者、実験動物の専門家又は委員会の判断を求めるものとする。なお、苦痛の排除のための処置は、管理者又は飼育者に依頼することができる。

(実験終了後の処置)

第15条 実験実施者は、実験を終了あるいは中断した実験動物を処分する際に、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によって、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにしなければならない。これらの処置は、管理者又は飼育者に依頼することができる。

2 実験実施者は、実験動物の死体等の処理に当たっては、人の健康及び生活環境を損なうことのないように、かつ、動物愛護の精神に則り適切に行わなければならない。これらの措置は、管理者又は飼育者に依頼することができる。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第16条 実験実施者は、物理的、化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験を行う場合は、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により、実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

2 実験実施者は、前項の実験を行う場合は、施設周囲への汚染防止について、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

- 3 実験実施者は、前2項の場合、実験動物の専門家及びその他の関連のある委員会又は専門家の意見を求め、管理者の指示に従わなければならない。
- 4 異常事態を発見したものは、直ちに実験実施者に通報しなければならない。
- 5 実験責任者は、必要に応じて緊急措置をとるとともに直ちに委員会委員長に通報し指示をあおがねばならない。
- 6 委員会委員長は、緊急措置を講じた場合には、すみやかに異常事態発生状況及び応急措置の概要等を学長に報告しなければならない。

(教育訓練)

第17条 学長は、管理者、実験実施者及び飼育者に対して、以下の事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 法令等及び本学が定める規則等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 動物実験等に従事しようとする者は、委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。
 - 3 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録については、委員会において保存するものとする。

(自己点検・評価・検証)

第18条 学長は、委員会に、法令等及び本学が定める規則等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者、動物実験実施者、飼育者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 委員会は、自己点検・評価のための資料を保管しなければならない。

(他の規則との関連)

第19条 実験が他の規則(崇城大学「遺伝子組み換え」実験安全管理規則、崇城大学生物生命学部放射線障害予防規程、崇城大学薬

学部放射線障害予防規程等)の適用を受ける場合には、実験責任者はそれぞれの実施要項等を遵守しなければならない。

(その他)

第20条 この指針に定めるもののほか、動物実験の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第21条 本学において行われる哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を用いる実験についても、この指針の趣旨を尊重するものとする。

附 則

1. この指針は、平成23年9月30日より施行する。
2. この指針は、平成23年12月21日より施行する。